

東京都若年がん患者等生殖機能温存治療費助成事業交付細目

第1 制定目的

本細目は、東京都若年がん患者等生殖機能温存治療費助成事業交付要綱（令和3年9月1日付3福保医政第999号。以下「要綱」という。）に基づき実施する助成事業について、必要な事項を定めることを目的とする。

第2 対象となる治療の範囲

- 1 要綱第2に定める助成の対象となる治療等は、令和3年4月1日以降に開始した治療とする。

なお、1回の採卵周期で行われる治療については、一連のものとして、その費用全体を助成の対象とする。

- 2 次の各号に掲げる治療法は、助成の対象としない。

- (1) 夫婦（婚姻の届出をしていないが、事実上の婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）以外の第三者からの精子、卵子又は胚（受精卵）の提供による治療
- (2) いわゆる「代理母」（妻が卵巣と子宮を摘出したこと等により、妻の卵子が使用できず、かつ、妻が妊娠できない場合に、夫の精子を妻以外の第三者の子宮に医学的方法で注入して、当該第三者が妻の代わりに妊娠または出産することをいう。）
- (3) いわゆる「借り腹」（夫婦の精子及び卵子は使用できるが、子宮摘出等により、妻が妊娠できない場合に、夫の精子と妻の卵子を体外受精して得た胚を妻以外の第三者の子宮に注入して、当該第三者が妻の代わりに妊娠または出産することをいう。）

第3 要件

要綱第3に規定する要件については、以下のように取り扱うものとする。

1 第1号関係

要綱第2に掲げる治療等のうち、第1号及び第2号に掲げる治療等に要する経費について助成を受けようとするときは、精子、卵子、胚（受精卵）又は卵巣組織を凍結保存した時点の患者本人の年齢が満43歳未満である場合、助成の対象とする。

要綱第2に掲げる治療等のうち、第3号から第6号までに掲げる治療等に要する経費について助成を受けようとするときは、助成を受けようとする治療の開始時点の患者本人（患者本人が男性であるときは、患者及びその配偶者）の年齢が満43歳未満である場合、助成の対象とする。

なお、本項において「治療の開始時点」とは、採卵準備のための投薬開始時点、凍結保存した胚（受精卵）による凍結胚移植を行うための投薬開始時点、自然周期で採卵を行う場合であって投薬前の卵胞の発育モニターやホルモン検査等の実施時点、又は精

巢内精子採取術を行う場合の手術時点のうち、いずれか早い日をいう。

2 第5号関係

令和3年4月1日以降東京都が指定医療機関を指定するまでの間に、当該医療機関で受けた治療等に要する経費は、助成の対象とする。

3 第8号関係の1

治療開始時に要綱第3第8号に規定する要件を満たしていない場合は、申請日現在要件を満たしていても助成の対象としない。

夫婦（治療開始時から申請日現在まで婚姻している夫婦に限る。）の住所が異なる場合は、夫婦間の本拠が東京都内であり、夫婦のいずれかが東京都の区域内に住所を有している場合に助成の対象とする。

4 第8号関係の2

配偶者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者とは、他に法律上の配偶者を有しておらず、かつ、以下に掲げる要件のいずれかを満たす者であること。

- (1) 助成を受けようとする一連の医療行為の間、配偶者と継続して東京都の区域内に同一世帯として住民登録しており、かつ、住民票の続柄に「未届」又はこれに準ずる記載があること。
- (2) 助成を受けようとする一連の医療行為の間、住民票で同一世帯であることが確認できないが、両人が事実婚の関係にあること及び治療の結果、出生した子について認知を行う意向があることを申立書（任意様式）により申告すること。

第4 助成の申請及び決定

- 1 要綱第6第2項の規定による申請は、治療等が終了した日の属する年度内に行うものとする。ただし、毎年度1月から3月までに治療等が終了した場合に限り、翌年度分の助成の対象として4月1日から6月30日までの期間に申請を行うことができる。

なお、「治療等の終了時点」とは、妊娠確認日（妊娠の有無は問わない。）、その日に至るまでに医師の判断によりやむを得ず治療を中止した日又は組織等の凍結保存を終了した日をいう。

また、申請日は郵便局の消印日とし、郵送によらない場合は都が受付を行った日とする。

- 2 要綱第2に規定する「一連の医療行為」とは、以下に掲げる治療等をいう。

(1) 第1号に規定する医療行為

胚（受精卵）凍結及び卵子凍結については、採卵準備のための投薬開始から、胚（受精卵）又は卵子の凍結に至る治療の過程をいい、1回の採卵周期に行った治療を1回と定義する。卵巣組織凍結については、卵巣組織採取のための手術から採取した卵巣組織の凍結に至る治療の過程をいい、1回の手術を1回と定義する。精子

凍結については、採精手技から採取した精子の凍結に至る治療の過程をいい、1回の採精手技を1回と定義する。精巣内精子採取術を伴う場合は、1回の手術を1回と定義する。

なお、異なる治療を受けた場合であっても、その治療が一連のものである場合は、1回とカウントし、助成上限額の高い治療分の助成を行うものとする。

(2) 第3号、第4号及び第6号に規定する医療行為

凍結組織の融解手技及び採卵準備のための投薬開始から、体外受精又は顕微授精を行い、妊娠確認に至る治療の過程をいい、1回と定義する。

また、凍結保存した胚（受精卵）による凍結胚移植も1回と定義する。

なお、採卵準備前に精巣内精子採取術を行ったが、精子が得られない、又は状態の良い精子が得られないため治療を中止した場合に限り、要綱別表第3に規定する治療内容AからFのいずれにも該当がなくても助成の対象とする。